

第4章 自動車等損害見舞金支給事業

1 自動車等損害見舞金支給事業の根拠法令及び実施機関

【問】 自動車等損害見舞金支給事業の根拠法令及び実施機関は、どうなっているのでしょうか。

【答】 消防団員等は、通常は他に職を持ち、災害が発生した場合には緊急に災害現場等に出動し、消防団及び水防団（以下「消防団等」という。）の活動を行っています。したがって、緊急の出動命令を受けた場合、職場又は自宅から緊急に自動車又は原動機付自転車（以下「自動車等」という。）で出動することが少なくありません。また、消防団等においては、諸般の事情により、消防団等の活動に自動車等を直接使用する場合があります。このように、消防団等においては、その活動を円滑に遂行するうえで、自動車等の使用に依存する度合いが高いのが実態となっています。

このため、平成13年7月に消防団員責任共済法の一部が改正され、同法第13条第3項の規定により、消防基金又は指定法人は、消防団員等がその所有する自動車等を消防団等の活動の円滑な遂行のために使用し、又は使用させたことにより当該自動車等に損害を受けた場合の見舞金（以下「自動車等損害見舞金」という。）の支給を行うよう努めなければならないとされました。

これを受けて、消防基金では、消防団員等に係る自動車等損害見舞金の支給に関する規程（平成13年消防基金規程第1号）を制定し、これに基づき自動車等損害見舞金の支給を行っています。

2 見舞金の支給対象

【問】 見舞金の支給対象となる自動車等にはどのようなものがありますか。また、自動車等以外のもの（例えば、船舶）も対象になりますか。

【答】 見舞金の支給対象となる自動車等については、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行規則（昭和32年総理府令（現総務省令）第5号）第3条の2の規定により、次のものが定められています。

- (1) 団員が所有する自動車等

(2) 団員が所有する自動車等に準ずるものとして次に掲げる自動車等

- ① 団員と生計を同一にしている親族（内縁の関係にある者を含む。）の所有する自動車等
 - ② 団員又は①の親族が取締役等をしている法人（株式会社、有限会社、合資会社等）の所有する自動車等
 - ③ 団員、①の親族又は②の法人が割賦販売等で購入した自動車等で、その所有権が売主に留保されているもの
 - ④ 団員、①の親族又は②の法人が譲渡により担保の目的とした自動車等で、その所有権が担保権者にあるもの
- したがって、上記以外の、例えば船舶等は、見舞金の支給対象にはなりません。

3 支給対象となる損害の範囲

【問】 見舞金の支給対象となる損害の範囲は、どうなっていますか。

【答】 見舞金の支給対象となる損害については、大別すると「非常時」と「平常時」の2つに分けることができます。

非常時の場合は、災害発生時又は災害発生のおそれがあるときに、緊急に自動車等を使用し、又は使用させて出動した場合における往復途上若しくは駐車中に生じた損害が支給対象となります。

平常時の場合は、やむを得ず自動車等を消防団活動に直接使用し、又は使用させた場合（消防団の活動場所への単なる移動手段として使用する場合は除きます。）において、その活動中に生じた損害が支給対象となります。

その関係をまとめると、次の表のとおりです。

	「使用し」	「使用させ」
非常時 (災害時)	災害時の緊急出動のために、団員がその自家用車を自ら使用した場合	災害時の緊急出動のために、団員がその自家用車を他人に運転させ又は使用させた場合
	【具体例】 1. 火災等、災害現場への往復途上の損害 2. 火災等、災害現場での活動中の駐車時の損害 3. 台風等の警戒のための巡回中の損害	【具体例】 1. 団員がその自家用車を団員の家族、他の団員又は他人に運転させて出動する場合の火災等、災害現場への往復途上及び駐車時の損害 2. 団員がその自家用車を他の団員に貸して、それを借りた団員が運転して出動する場合の往復途上及び駐車時の損害

		<p>3. 団員がその自家用車を他の団員に貸して、それを他人が運転して借りた団員が出勤する場合の往復途上及び駐車時の損害</p> <p>4. 団員がその自家用車を他の団員に貸して、それを借りた団員が運転して出勤した台風等の警戒のための巡回中の損害</p>
平 常 時	「やむを得ず活動に直接使用し」	「やむを得ず活動に直接使用させ」
	公用車がない等の理由で、やむを得ず団員がその自家用車を消防団活動に使用する場合で、当該活動に直接使用するため拘束している間	公用車がない等の理由で、やむを得ず団員がその自家用車を他の団員に貸して、それを借りた団員が消防団活動に使用する場合で、当該活動に直接使用するため拘束している間
	<p>【該当する場合の具体例】</p> <p>1. 広報・防火診断を行う場合、活動開始時から終了時までの間の損害（待機のための駐車中を含む。）</p> <p>2. 人員・資器材搬送の場合、搬送開始時から終了時までの間の損害（準備、後片づけのための駐車中を含む。）</p>	
	<p>【該当しない場合の具体例】</p> <p>1. 訓練や会議の際の会場への往復途上の損害（会場での駐車中を含む。）</p> <p>2. 広報・防火診断のための活動場所への往復途上の損害</p>	

4 見舞金の適用除外

【問】 見舞金が支給されない場合があると聞きましたが、どのような場合ですか。

【答】 見舞金は、支給対象となる範囲の損害であっても、次の場合には支給されません。

- (1) 自動車等の損害が、次により生じた場合
- ① 故意により自動車等に損害が生じた場合
 - ② 自動車等の運転により人（自動車等の運転者及び同乗者は除きます。）を死傷させた場合
 - ③ 免許を受けないで（当該免許の効力が停止されている場合を含む。）自動車等を運転していた場合
 - ④ 麻薬、大麻、あへん、覚醒剤又はシンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転していた場合
 - ⑤ 酒気帯び運転をしていた場合
 - ⑥ 以上のほか、当該自動車等の損害に係る刑事事件に関し公訴を提起された場合（当該提起された公訴について、無罪の判決又は公訴棄却の判決若しくは決定が確定した場合を除く。）

く。)

- (2) 自動車等に損害を受けた場所が、消防団等の活動に必要な合理的な経路又は場所以外である場合

5 見舞金の支給額

【問】 見舞金の額は、どのように決定されるのですか。

【答】 見舞金の額は、自動車等を損害を受ける直前の状態に復旧するために必要な修理費の額に応じて、次の表のとおり定められています。ただし、修理費が3万円未満の場合は、見舞金は支給されません。また、損害が生じた自動車等に替えて新たに自動車等を購入する場合は、修理費の額と購入費用とのいずれか少ない方の額に応じて、見舞金が支給されます。

修理費の額	見舞金の額
100,000円以上	100,000円
95,000円以上100,000円未満	95,000
90,000円以上 95,000円未満	90,000
85,000円以上 90,000円未満	85,000
80,000円以上 85,000円未満	80,000
75,000円以上 80,000円未満	75,000
70,000円以上 75,000円未満	70,000
65,000円以上 70,000円未満	65,000
60,000円以上 65,000円未満	60,000
55,000円以上 60,000円未満	55,000
50,000円以上 55,000円未満	50,000
45,000円以上 50,000円未満	45,000
40,000円以上 45,000円未満	40,000
35,000円以上 40,000円未満	35,000
30,000円以上 35,000円未満	30,000

6 見舞金の取扱い (Q & A)

【問】 自動車等損害見舞金事業の申請に関連して、問い合わせのあった内容について教えてください。

【答】 自動車等損害見舞金は、消防団員等が災害活動において、団員が使用した自家用車に損害が発生した場合に、その損害に対して見舞金を給付するものです。

自動車の範囲については、本人所有に限らず親族が所有しているものなども含まれます。

また、使用時の状況は、火災出動や水災害出動などがあり、損害の原因も接触、衝突、冠水など様々です。

実際に損害が発生し申請していただく際には、申請書のほかに修理の額を証明するもの、修理の内容を確認できるもの、破損箇所を確認できるもの(写真)などを添付していただいています。

お尋ねについてですが、これまで、事故(損害)が発生した際、申請する際に「この事故ケースは該当になるのか」、「揃えられない資料があるがどうすればよいか」など、お問い合わせのあった内容についてご紹介します。以下、その内容です。

Q 1 自動車等損害見舞金の対象となる損害について、自費で修理をしてしまい、添付書類の一つである「自動車等の修理を要する部分(破損箇所)が確認できる写真」がない場合は、どのように申請すればよいか。

A 自動車等の損害が見舞金の対象となるものかどうかの事実関係を調査確認のうえ、写真に代わるものとして、本人の申し立て及び第三者(同僚団員等)の現認書を添付して申請していただくことになります。

Q 2 火災現場に自家用車で出動し現場付近に駐車して、消防活動を行い鎮火後、自家用車に戻ってきたら、当該車両がぶつけられていた場合どう証明をすればよいか。

A 自動車等に損害が生じた時、現認する者がいない場合、当該団員の申立書等を添付して申請していただくことになります。

Q 3 当該損害を受けた自動車が全損あるいは、修理代金が高額にかかるため、修理せずに新車を購入することとなった場合の申請方法はどうすればよいか。

A 新車購入にいたる理由書及び当該自動車の修理した場合の見積書等を添付して申請していただくことになります。

Q 4 見舞金の支給を受け取る時、任意に加入している車両保険からも別に保険金が支給されるケースがあるが二重払いになるのではないか。

A 車両保険の保険金と見舞金とは、その性格が異なるものなので、両者の間の調整はなく、損害額に応じた見舞金が支給されます。

Q 5 団員同士で損害を起こした場合、(駐車中後ろから追突した等)両方の団員に対して見舞金は支払われるか。

A 駐車の場所が合理的な場所であり、また当該行為が故意又は重過失によるものでない限り、原則として両方の団員に対して見舞金が支給されます。

Q 6 単なる従業員の立場で会社の自動車等で出勤途上、損害を起こした場合、見舞金の支給は出来るか。

A 団員の所有する自動車に準ずるものとして「団員又は団員と生計を同一にする親族を取締役等とする法人の所有する自動車等」がありますが、質問のように団員が会社の単なる従業員である場合は、緊急出動等に会社の自動車等を使用して損害を生じたとしても、見舞金は支給されません。

Q 7 災害時出動の場合のほかに、見舞金の対象となる場合はないのか。

A 災害時出動以外でも、「やむを得ず自動車を消防団等の活動に直接使用し、又は使用させた場合」に発生した損害についても対象としています。

例としては、次のようなケースが考えられます。

- ① 消防団等の公用車がないため、やむを得ず、団員の自動車等にスピーカーを積込み巡回広報活動中に損害を受けた場合
- ② 消防団等の公用車がなく、やむを得ず、操法大会等のために必要な資機材で、公共交通機関で運搬できないものを自動車等により運搬中に損害を受けた場合